

大雨警報（土砂災害）・大雨注意報の暫定基準の廃止について

鹿児島地方気象台は、令和3年12月9日のトカラ列島近海を震源とする地震により十島村に適用していた大雨警報（土砂災害）・大雨注意報の発表基準を見直し、令和4年11月24日から通常の基準により運用します。

令和3年12月9日に発生したトカラ列島近海を震源とする地震による地盤の緩みを考慮し、大雨警報（土砂災害）・大雨注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、震度5強を観測した十島村では通常基準の8割に引き下げた暫定基準で運用してきました。

大雨警報（土砂災害）・大雨注意報の暫定基準は、鹿児島地方気象台と鹿児島県が共同で発表する鹿児島県土砂災害警戒情報の発表基準と整合をとりつつ、降雨の状況と土砂災害の関連等を調査して、適切な見直しを行うこととしています。

今般、鹿児島県土砂災害警戒情報の発表基準を、令和4年11月24日をもって通常基準に戻すことに伴い、大雨警報（土砂災害）・大雨注意報の発表基準についても通常基準に戻すこととしました。

なお、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）^{*}についても、通常基準による判定結果となり、引き続き避難対象地域の絞り込みに活用いただけません。

記

- 1 暫定基準を廃止する日時：令和4年11月24日13時
- 2 暫定基準を廃止し、通常基準により運用する市町村：十島村（別紙に図示）

※土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。詳細については、以下を参照してください。

土砂キキクル

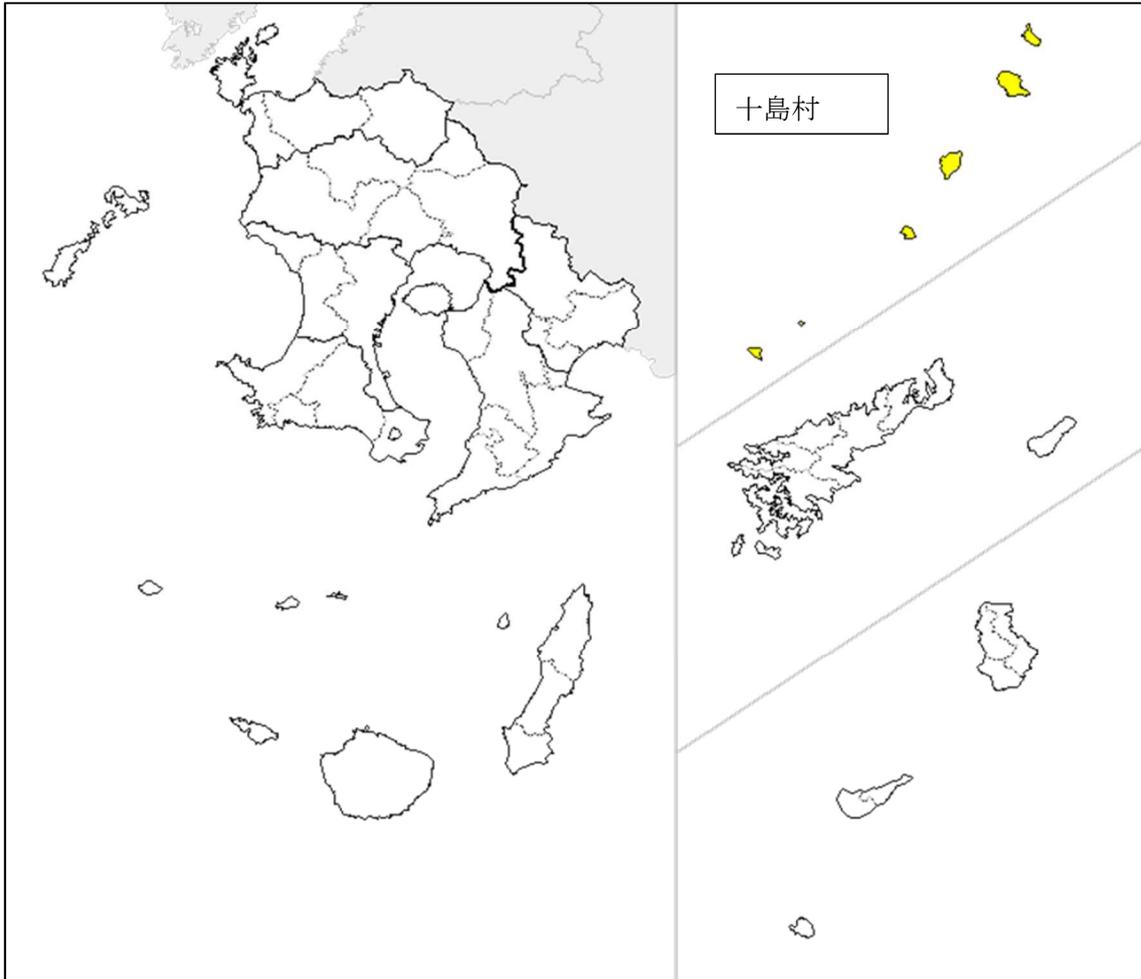
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

土砂キキクルの解説

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/doshakeikai.html#b>

問い合わせ先：鹿児島地方気象台 担当：土砂災害気象官 眞崎
電話：099-250-9919 FAX：099-255-4234

大雨警報(土砂災害)・大雨注意報の暫定基準を廃止する市町村



暫定基準を廃止し、通常基準により運用する市町村